

公募型プロポーザル方式による業務委託の実施について

次のとおりプロポーザル方式による業務委託を実施するので、提案書の提出を招請します。

令和6年4月26日

新潟市長 中原 八一

1 業務名

業務名：令和6年度 東大通道路空間再構築基本方針検討業務（以下「本業務」という。）

履行期限：令和7年3月21日（金）

2 提案を求める業務の背景・目的

本市では、新潟駅、万代、万代島、古町をつなぐ約2kmの都心軸周辺エリアを「にいがた2km」と名付け、本市経済・産業の発展を牽引する成長エンジンとしていく取組を進めている。

令和5年3月に策定した「新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン」（以下、「将来ビジョン」という。）では、エリア内の特色ある10のストリーートの将来の姿を描き、それぞれを磨き上げ、有機的につなげることで、新たな魅力や価値が創造される「人中心のまち」を目指す方向性を示した。

将来ビジョンの実現に向け、都心軸である東大通においては、令和4年度から、「居心地がよく歩きたくなる空間づくり」に向けた道路空間利活用の社会実験を実施しており、こうした取組を公民連携で推進するための東大通利活用実行委員会が、地元商店街や民間企業等により設立され、これまで2か年に渡って活動してきた。

令和6年度は、社会実験の内容を拡充して実施するとともに、その成果を踏まえ、今後の道路空間再構築に向けた基本方針を検討することとしている。

本業務では、東大通における道路空間再構築の検討に向けた社会実験を企画するとともに、交通処理面から車線減少の実現性について評価し、道路空間再構築基本方針案を作成することで、道路空間再構築の実現及び新たな魅力や価値が創造される「人中心のまち」の形成に結び付けていくことを目的とする。

3 提案者の資格要件

提案者は、以下の要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 本業務の受注能力を有するものであること。
- (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61条）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）

が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画許可を受けている場合を除く。
- (5) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、又は以下の要件をすべて満たす者であること。
 - ① 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
 - ② 参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業の承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- (6) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (7) 管理技術者は下記の資格要件を有していること。
 - ・技術士（建設部門）
- (8) 過去 10 年以内において、国・地方自治体からの受託業務として、本業務に類似する業務（道路、広場、公園の整備に関する調査・検討等業務）の実績を有していること。
- (9) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業団体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。
 - ① 構成団体は前記（1）～（6）の要件の全てを満たすこと。また、構成団体のうち、1 者以上が前記（8）の要件を満たすこと。
 - ② 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
 - ③ 共同企業体は代表構成団体を選定し、当該代表団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

4 本業務費用の上限額

9, 0 0 0 千円（消費税相当額を含む）

5 手続きなど

(1) 担当部局

〒951-8554

新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地（古町ルフル 5 階）

新潟市 都市政策部

T E L 025-226-2711

電子メール niigata2km@city.niigata.lg.jp

(2) 実施要領交付期間及び場所

令和 6 年 4 月 2 6 日（金）～令和 6 年 5 月 7 日（火）

交付場所は（1）に同じ。なお、新潟市ホームページにて、実施要領ほか本手続

に必要な書類をダウンロードすることができる。

新潟市役所ホームページ <https://www.city.niigata.lg.jp/>

(3) 参加表明書、提案書等の提出先

(1) に同じ

(4) 参考資料

①「令和2年度 駅第2号 主要地方道新潟停車場線（東大通）道路空間再構築検討業務委託」報告書（参加表明書を提出した者に提供する。）

②新潟都心の都市デザイン

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/toshikeikaku/masterplans/tokei_2018110715.html

③都心のまちづくり【「にいがた2km」の覚醒】

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/jigyoproject/niigata2km/niigata2kmkakusei.html>

④新潟駅・万代地区周辺将来ビジョン

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/machisai_top/ekibanshuuhen.html

⑤令和4年度 東大通“人中心の空間づくり”社会実験「PLAY PUBLIC PLACE 東大通みちばたりビング」報告書

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/jigyoproject/niigata2km/project/michibata_living.files/houkokusyo.pdf

⑥令和5年度 東大通“人中心の空間づくり”社会実験「PLAY PUBLIC PLACE 東大通みちばたりビング」報告書

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/jigyoproject/niigata2km/project/michibata_living.files/R5houkokusyo.pdf

6 受託者の選定

(1) 選定委員会

受託者の選定をするために、「令和6年度 東大通道路空間再構築基本方針検討業務 委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を開催する。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 審査

実施要領に従い、選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最も優れた提案を行った者を選定する。

7 その他

(1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(2) 提案者には、参加報酬は支払わない。本手続における提案書作成、プレゼンテーション審査参加費等、提案者が要した費用は提案者の負担とする。

(3) 詳細は、「令和6年度 東大通道路空間再構築基本方針検討業務 委託業者選定プロポーザル実施要領」による。